

電子入札に関するQ & A

(H28.6)

質 問	回 答
添付書類の押印について	
(1) 電子入札システムで入札参加申請する際に添付する「事後審査型一般競争入札参加申請書」や、入札書提出の際に添付する「工事費内訳書」に押印は必要か？	電子入札システムを使用して提出する場合、押印の必要はありません。ただし、紙入札での参加を認められた場合において、工事費内訳書・入札参加申請書や入札書等を提出する際は、押印が必要となります。